

【消費税率引き上げに伴う経過措置について】

ニュースレターをご覧いただきありがとうございます。税務部の又平一樹です。今回も前号に引き続き消費税の増税に関する特集です。本年10月から消費税率が引き上げられますが、その10%への移行をスムーズに実現するために設けられている、**消費税率の経過措置**についてお伝えしたいと思います。



◆経過措置とは

2019年10月1日以後、消費税の対象となる取引は原則として10%の税率が適用されます。

しかし、この原則を厳密に適用することが困難な取引もありますし、取引形態や商習慣によっては、困難ではないものの、配慮を要するものもあります。

そこで、**同日以後に行う取引であっても、一定の要件を満たす取引**については、**旧税率8%**を適用する措置がとられています。これを経過措置といいます。

◆どんな取引が経過措置に該当するのか

経過措置が適用される取引は、次の**10種類の対象取引うち、一定の要件を満たすもの**です。

その要件は、取引の区分に応じて詳細に定められています。

紙面の関係上すべてをご紹介することができないのですが、まずは、下記の取引が経過措置の適用を受ける可能性があることをご理解いただければと思います。

<対象取引>	<具体例>
1 旅客運賃等	乗車券・映画・演劇・遊園地等の入場料金
2 電気料金等	電気・ガス・水道・電話・通信サービスの利用
3 請負工事等	工事、製造の請負・ソフトウェアの開発等
4 資産の貸付け	事務所・駐車場等の賃貸借取引やリース契約
5 指定役務の提供	冠婚葬祭に関するサービス
6 予約販売に係る書籍等	定期購読の書籍など
7 特定の新聞	定期的に発行される新聞の販売
8 通信販売	テレビ・インターネット等の媒体を通じて行う通信販売
9 有料老人ホーム	有料老人ホームの介護サービス
10 家電リサイクル法関係	同法に基づきメーカー等が行う再商品化

◆経過措置が適用される取引でも10%で処理してよいのか

経過措置は強制適用のため、要件を満たす取引については、必ず旧税率8%を適用しなければならず、10%を選択するということは認められません。

経理担当者泣かせではありますが、取引ごと個別に判断・処理する必要があります。

以上、2号にわたり消費税の増税関係についてお伝えしました。

経過措置については、確認すべき要件が多々ありますので、上記に該当するかもしれないと思ったら、随時、弊社担当者にご相談いただき、適切に処理を進めていただけたらと思います。

(税務部／又平 一樹)